

ASSESSMENT

29 November 2022



Contacts

後藤 敦
 アソシエイト・リード・アナリスト
 ムーディーズ・ジャパン株式会社
 atsushi.goto@moodys.com

猪俣 麻野
 アソシエイト・アナリスト
 ムーディーズ・ジャパン株式会社
 manon.inomata@moodys.com

Jeffrey Lee
 VP-Sustainable Finance
 sukjoonjeffrey.lee@moodys.com

Rahul Ghosh
 MD-Sustainable Finance
 rahul.ghosh@moodys.com

日本学生支援機構

セカンド・パーティー・オピニオン：ソーシャルボンド(第70回債) に SQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコアを付与

概要

ムーディーズは、日本学生支援機構（以下「JASSO」）が2023年2月に発行を予定している第70回日本学生支援債券（ソーシャルボンド）にSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア（非常に高い）を付与した。JASSOはソーシャルプロジェクトの資金調達を目的とした資金用途限定型のフレームワークを設定している。債券の発行は国際資本市場協会（ICMA）のソーシャルボンド原則2021（2022年6月付録1改訂）の4つの核となる要素に適合しており、フレームワークはサステナビリティへの貢献度がある程度高い（Significant）ことを示している。

サステナビリティ・クオリティ・スコア

SQS2

SQS5 低い SQS4 中位 SQS3 高い SQS2 非常に高い SQS1 最も高い

原則との適合 資金用途

総合的な適合度

不適合 一部適合 適合ベストプラクティス

要因	適合度
資金用途	適合
評価と選定	適合
資金管理	適合
レポーティング	適合

サステナビリティへの貢献度

総合的な貢献度

低い 限定的 中位 ある程度高い 高い

予想されるインパクト 関連性と重要度	高い
調整	
ESGリスク管理	調整なし
一貫性	調整なし

本稿は下記英文版の翻訳です。

2022年11月29日 [Japan Student Services Organization:Second Party Opinion – Social Bond \(70th\) Assigned SQS2 Sustainability Quality Score](#)

対象

ムーディーズは、JASSOの第70回日本学生支援債券（ソーシャルボンド）のフレームワークが、ICMAのソーシャルボンド原則（SBP）2021（2022年6月付録I改訂）と適合しているかどうかを含め、同債券の持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を作成した。JASSOはソーシャルプロジェクトの資金調達を目的とした資金使途限定型のソーシャルボンドの発行を予定しており、その概要を本稿の付録2に記載した。

ムーディーズの評価は、2022年11月時点のJASSOの最新のフレームワークに基づいており、ムーディーズの意見はこの最新のフレームワークに関する現時点の詳細な評価、また公開情報およびJASSOが提供した非公開情報を反映している。

2022年10月に発行した「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン評価手法](#)」に基づき、本SPOを作成した。

発行体の概要

JASSOは日本の文部科学省所管の独立行政法人である。

JASSOは独立行政法人日本学生支援機構法に基づき2004年に設立され、教育の機会均等への寄与を目指し、奨学金の給付・貸与や様々な学生支援事業を実施している。

JASSOは日本最大の奨学金提供者であり、2022年3月期（2021年度）の財源は10,101億円、3.1人に1人の学生がJASSOの貸与奨学金を利用している。

強み

- » 日本で高等教育の機会均等の実現に向けて広く利用されている奨学金制度を使途とした資金調達
- » 法律に基づき、明確に定義された適格基準
- » 奨学生の人物、学力、家計基準を含む審査と選考の明確なプロセス
- » 返済猶予のプロセスや公式な苦情処理方針及び委員会の確立など、強固な内部管理システム
- » 調達資金を専用口座にて管理し、発行日の2営業日後に全額を奨学生に送金する明確な資金管理プロセス

課題

- » 日本の高等教育普及率は世界的に見て既に高く、第二種奨学金はJASSOが提供する他の奨学金制度よりも高所得な世帯を対象としており、サステナビリティへの貢献度をやや下げている。
- » 調達資金の充当やインパクトレポートの検証や独立したレビューは確約されていない。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody's.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

原則との適合

JASSOの第70回日本学生支援債券（ソーシャルボンド）は、ICMAのソーシャルボンド原則2021（2022年6月付録I改訂）の4つの核となる要素に適合している。

- Green Bond Principles (GBP)
- Social Bond Principles (SBP)
- Green Loan Principles (GLP)
- Social Loan Principles (SLP)
- Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP)
- Sustainability Linked Loan Principles (SLLP)

資金使途

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

適格カテゴリーの明確性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

JASSOは調達資金を、低所得層家庭の学生を対象とした有利子貸与奨学金の第二種奨学金に充当する予定である。家計および学力基準を含む適格基準は明確に定義され、公表されている。例えば、JASSOのウェブサイト上では第二種奨学金の家計基準の目安として世帯人数が3人の場合は1,009万円の給与所得の上限が提示されており、返済期間は最長20年、貸与月額の上限は120,000円（大学の場合）と詳細に記載されている。

環境/社会目標の明確性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

第二種奨学金を通して、JASSOは教育の機会均等への貢献を掲げている。この目標はプロジェクトと関連しており、国際基準、特に「SDG4：質の高い教育」と一致している。

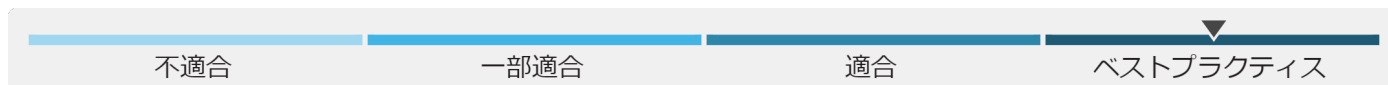
期待される便益の明確性－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

プロジェクトを通して金銭面で支援が必要な学生が高等教育を修了することが期待される。JASSOは基準を満たす申請者のうち奨学金を貸与された奨学生の割合をレポートする予定であり、便益は測定可能である。その他のレポート指標として、年度別第二種奨学金貸与人数、年度別第二種奨学金貸与金額、年度別第二種奨学金回収率が含まれる。また、発行体は調達資金を既存の奨学金資金のリファイナンスに充当しないことを確約している。

該当するベストプラクティス

- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで適格性基準が明確に定義されている。
- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで目標が定義され、関連性と一貫性を持つ。
- » すべてのプロジェクト・カテゴリーで関連する便益が認められる。
- » 大半のプロジェクトにおいて、便益が測定可能であり、明確なベースラインに基づいて事前に定量化されている、もしくは将来のレポートにおいて定量化するという確約がなされている。
- » 調達資金がリファイナンスに充当される割合を可能な範囲で透明性をもって開示するという確約がなされている。
- » 関連するルックバック期間を可能な範囲で透明性をもって開示するという確約がなされている。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

**適格プロジェクトを選定するプロセスの透明性と質 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)**

奨学生の選考手続きは適用される法規制と内部手続きにおいて定義されており、公表されている。また手続きには、奨学生の選考に関与する人物の役割と責任が詳述され、学校長を含む専門知識を持つ人物の参加やプロセスの文書化が求められている。奨学生が継続して適格基準を満たしているかどうかは、年次でモニタリングされ、必要に応じ是正策が講じられる。

環境・社会リスク低減プロセス – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

政府系機関として、環境・社会リスク低減のプロセスは確立されており、透明性をもって開示されている。プロセスの強みとして返済猶予や公式の苦情処理方針および委員会が挙げられる。

該当するベストプラクティス

- » プロジェクトの評価と選定における役割と責任が明確に規定され、関連する専門知識を備えた意思決定者が選定されている
- » 金融商品が償還されるまでの期間を通じて選定・評価プロセスの継続性が立証できる（コンプライアンスの検証や、必要な場合に措置を講じるための明確なプロセスなど）
- » プロジェクトの評価・選定プロセスが追跡可能である
- » 大半のプロジェクトカテゴリーで、重要な環境・社会リスクが特定されている
- » プロジェクトの環境・社会リスクに対応するための是正策が講じられている
- » ESGに関する論争をモニタリングしている

調達資金の管理

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

調達資金の充当と追跡－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

本債券によって調達される資金は専用口座にまとめられ、発行日の2営業日後に調達額全額が奨学金の貸与を受ける奨学生に送金される。

JASSOの奨学金事業は国の教育政策の一環であることから、法律の改正なく中止されたり延期されたりする可能性は非常に低いが、予測不可能な理由により調達資金の充当が遅れる場合、JASSOは奨学生への送金をできる限り早急に行うことを確約している。

未充当資金の管理－ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

調達される資金が2営業日後に送金されるため、未充当資金が一時的に充当される、もしくは他のプロジェクトに充当される可能性は限りなく低い。

該当するベストプラクティス

- » 明確に規定された包括的な調達資金管理方針が外部ステークホルダー（少なくとも債券保有者もしくは貸し手）に広く開示されている
- » 資金充当期間が短期である（例えば、通常24か月未満など）

レポートニング

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

レポートニングの透明性－適合 (ALIGNED)

JASSOは資金使途とインパクトを年次で報告し、JASSOのウェブサイトで公表する。ウェブサイトでは2022年3月期の[インパクト・レポートニング](#)が公表されており、JASSOは同内容のレポートニングを今後も継続することを確約している。レポートニングには資金充当の詳細と、第二種奨学金を貸与された奨学生数と貸与額が含まれる。また、JASSOは文部科学省に対し業務実績等報告書を提出し、公表することが法律上義務付けられており、報告書には類似するインパクトと資金の充当に関するレポートニング指標が含まれている。

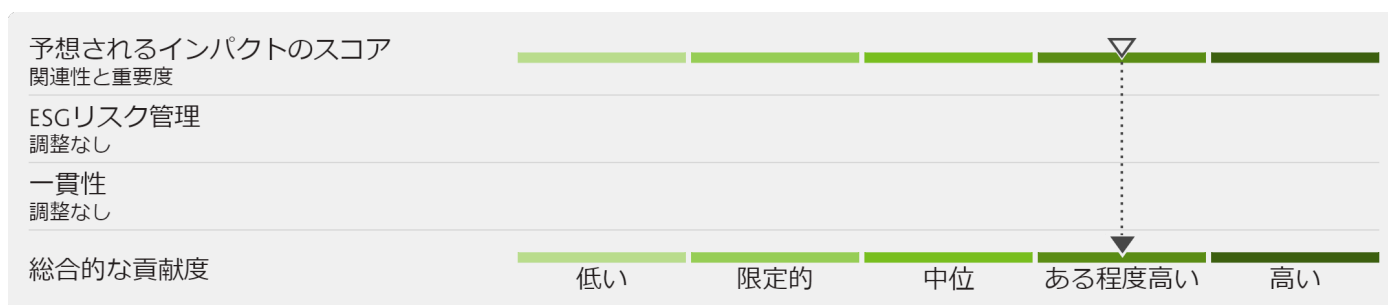
選択された報告指標は明確かつ適切、網羅的であるものの、JASSOは資金の追跡方法、資金の充当、レポートニングされた便益の検証については確約していない。

該当するベストプラクティス

- » 債券の全額償還やローンの全額返済が完了するまでレポーティングが行われる
- » プロジェクトや資産に関連した重要な進展や問題がレポーティングに含まれている
- » 調達資金の充当と便益のレポーティングを少なくとも適格カテゴリー・レベルで行っている
- » 資金充当に関する細分化されたレポーティングが行われている（未充当資金の残高や割合、現金か現金同等物などの一時的な資金充当先の種類、初期投資とリファイナンスの比率など）
- » 予想される環境/社会へのインパクトをレポートするための明確で関連性のある指標が、可能な場合はすべてのプロジェクトにおいて、あるいは適格カテゴリーにおいて、設定されている
- » レポーティング手法と指標算出における想定が、少なくとも債券保有者ないし貸し手に開示されている

サステナビリティへの貢献度

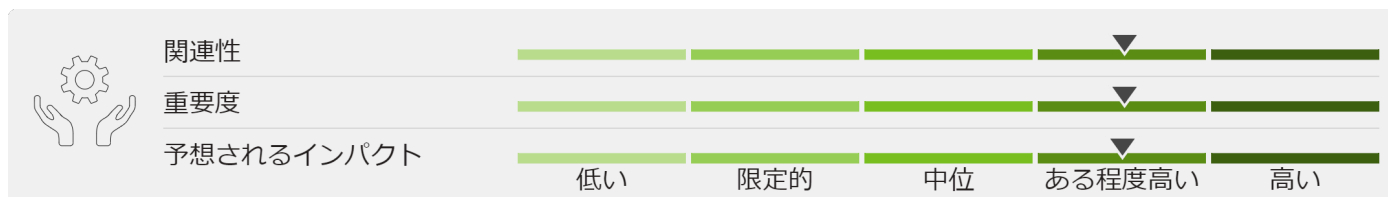
本フレームワークは、サステナビリティにある程度高い(Significant)貢献をすることが期待される。



予想されるインパクト

適格プロジェクトが社会目標にもたらすインパクトはある程度(Significant)高いと予想される。評価の詳細は以下を参照されたい。

第二種奨学金



プロジェクトはサステナビリティ課題とある程度高い関連性が認められる。奨学金制度は日本における高等教育の金銭的負担を考慮すると、JASSOおよび日本にとって非常に重要である。また、日本において教育費に占める公的支出の割合が他の先進国と比べ低い点もプロジェクトの重要性を示している。その一方で、日本における高等教育への進学率は諸外国に比べて高く、JASSOを筆頭として奨学金制度が既に普及していることが伺える。[サステナブル・デベロップメント・レポート2022](#)によると、日本の25歳から34歳までの人口に占める高等教育修了者の割合は61.5%で、英国（55.8%）、米国（51.9%）、フランス（49.5%）、ドイツ（34.9%）などと比較して高い水準となっている。

第二種奨学金は、低中所得層の家庭を対象とした低利率での奨学金を提供することで、高等教育を受ける機会を確保し、継続、修了する上での経済的障壁を引き下げること、ある程度高い重要度が期待される。一般的な奨学金とは異なり、第二種奨学金は最長20年間という長期にわたる返済期間と、3%の上限利率が設定されている（2022年3月卒業生の実際の利率は0.04%-0.569%である）こと、また借り手の返済能力は評価しないことから、同奨学金は手ごろであり借りやすいと言える。しかしながら、第二種奨

学金は有利子であることから、給付奨学金や、無利子の第一種奨学金とは異なり、学生は将来にわたり返済の負担を抱えることとなる。

ESGリスク管理

予想されるインパクトのスコアに、ESGリスク管理を理由とした下方調整は加えていない。JASSOは政府系機関として強固なESG管理方針を掲げており、このカテゴリーのマイナスリスクは限定的と予想される。さらに、利率の上限が3%に設定され、債務過多を回避するために利用できる返済期限猶予も提供されている。

一貫性

プロジェクトはJASSOのサステナビリティ目標と一致しているため、予想されるインパクトのスコアに、一貫性を理由とした下方調整は加えていない。JASSOは第二種奨学金の貸与を含む学生支援のために政府によって設立された。

付録1:適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

JASSOのフレームワークに含まれる適格カテゴリーは、以下の国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDGs	適格カテゴリー	SDGターゲット
目標4：教育	第二種奨学金	4.3: すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする

本SPOで示される、国連の持続可能な開発目標（SDGs）へのマッピングでは、JASSOの資金調達フレームワークにおいて明文化されている、適格プロジェクトのカテゴリー（あるいは重要業績評価指標）や関連するサステナビリティ目標/便益、またICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録2：JASSOのフレームワークにおける適格カテゴリーの概要

適格カテゴリー	定義	サステナビリティ目標	インパクト指標
第二種奨学金	返還の必要のある貸与奨学金のうち、利息付のもの - 貸与利率の上限は3% - 返済期間は最長20年 - 貸与額は最大月額12万円	教育の機会均等への寄与	- 年度別第二種奨学金貸与人員（単位：万人） - 年度別第二種奨学金貸与金額（単位：億円） - 基準を満たす申請者のうち奨学金を貸与された奨学生の割合（単位：%） - 年度別第二種奨学金回収率（単位：%）

ムーディーズの関連出版物

セカンド・パーティー・オピニオンの評価手法:

- » [Framework to Provide Second Party Opinions on Sustainable Debt](#), October 2022 (日本語版「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン 評価手法](#)」(2022年10月))

トピックページ:

- » [ESG Credit and Sustainable Finance](#)

これらのレポートは上記のリンクから閲覧可能。これらの参照レポートは本稿発表時点のもので、より直近のレポートが発表されている場合がある。すべてのレポートが顧客すべてにおいて閲覧可能とは限らない。

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社との「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないにご留意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2022年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc.並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複製・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズの資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「刊行物」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業者が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インペアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である該当する「格付記号と定義」をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの刊行物に含まれているその他の意見は、現在又は過去の実事を示すものではありません。ムーディーズの刊行物はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の刊行物を発行します。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談することをお勧めします。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部を問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び刊行物は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合があります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で又は自社の刊行物の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人が生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、1,000ドルから約500ドルの手数料をMoody's Investors Service, Inc.に支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及びMoody's Investors Serviceは、Moody's Investors Serviceの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Serviceから信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト www.moody's.com に「Investor Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で毎年、掲載されます。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

日本専用の追加条項：ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「MJKK」といいます。）は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社（MCOの完全子会社であるMoody's Overseas Holdings Inc.の完全子会社）の完全子会社である信用格付会社です。また、ムーディーズSFジャパン株式会社（以下「MSFJ」といいます。）は、MJKKの完全子会社である信用格付会社です。MSFJは、全米で認知された統計的格付機関（以下「NRSRO」といいます。）ではありません。したがって、MSFJの信用格付は、NRSROではない者により付与された「NRSROではない信用格付」であり、それゆえ、MSFJの信用格付の対象となる債務は、米国法の下で一定の取扱を受けるための要件を満たしていません。MJKK及びMSFJは日本の金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号はそれぞれ金融庁長官（格付）第2号及び第3号です。

MJKK又はMSFJ（のうち該当する方）は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます。）及び優先株式の発行者の大部分が、MJKK又はMSFJ（のうち該当する方）が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、10万,000円から約5億,000万円の手数料をMJKK又はMSFJ（のうち該当する方）に支払うことに同意していることを、ここに開示します。

MJKK及びMSFJは、日本の規制上の要請を満たすための方針及び手続も整備しています。